

軽自動車・バイク等の 変更・移転手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在、標識（ナンバープレート）が交付されており、かつ町内に「主たる定置場」※のある軽自動車・軽二輪車等の所有者へ課税します。（割賦（所有権留保）販売の場合は、使用者課税となります。）

また、車両を手放した場合や、引越し等により主たる定置場が変更となる等、次に該当する異動が生じたときは、所定の窓口にて手続きが必要となります。

※主たる定置場：車両を駐車・保管する場所として車検証に記載のある住所地

- ・引越し等により住所を変更したとき（車両の定置場が変更した場合）
- ・車両を廃車したとき
- ・他人に譲渡した等、車両の所有権が移転したとき

現に軽自動車等を所有していない場合でも、賦課期日までに廃車・変更手続きが済んでいないと、令和7年度の軽自動車税（種別割）の納税義務が生じることとなります。

近年、特に相続の際に廃車・名義変更の手続きをしないまま放置し、トラブルの原因となってしまうケースが見受けられます。手続きに時間がかかってしまう等、支障が生じる場合がありますので、車両と標識（ナンバープレート）をご確認のうえ、必ず速やかな手続きをお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車は現に所有していることで課税対象となります

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、標識（ナンバープレート）の交付の有無に関わらず、賦課期日現在において、現に車両を所有する方が課税者となります。
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、「一時的に使用しないから、標識を返納したい。」などの理由で標識を返納することはできません。

○申告手続き窓口（車種別）

種 別			車 種	手続きの場所	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	二輪・三輪	税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 大字馬瀬口1794番地6 TEL (32) 3126	
			三輪以上		原付一種
		50cc超 90cc以下			ミニカー
		90cc超 125cc以下			原付二種乙
特定小型原動機付自転車	長さ1.9m以下、幅0.6m以下、0.6kW以下		原付二種甲		電動キックボード
小型特殊自動車	農耕作業用		小型特殊農耕車		
	その他		小型特殊その他		
軽自動車 (三輪以上)	四輪以上	三 輪		軽三輪	自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3丁目3番15号 TEL 0267(22) 0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267(67) 4677 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35番4号 TEL 050(5540) 2042
		乗 用	営業用	軽四乗用営業	
			自家用	軽四乗用自家用	
		貨 物	営業用	軽四貨物営業	
自家用	軽四貨物自家用				
二輪車 (125cc超)	125cc超 250cc以下 (側車付も含む)		軽自二輪		
	250cc超		二輪小型		

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。

問い合わせ先 税務課住民税係（32）3126

町民農園で農業をしてみませんか？

令和7年度の町民農園利用者を募集します。

利用を希望する方は、募集期間内に「町民農園借受申込書」を提出してください。

申込書は「産業経済課農政係2階12番窓口」または「町ホームページ」からダウンロードできます。

土に親しみ、農作物を作る喜びを体験してみましよう。

次の条件を全て満たす方。町内に住所を有している。現在、農地を所有または耕作していない。

農園一覧

●町民農園 平和台

場所

大字御代田2763番地4

（西友御代田店様 北側）

区画数

18区画（1区画約50㎡）

●町民農園 広戸

場所

大字広戸654番地1 他

区画数

4区画（1区画約200㎡）

利用料金

1区画 年額4,000円

利用期間

3月25日（火）～12月31日（水）

募集期間

3月1日（土）～3月14日（金）

問い合わせ先

産業経済課 農政係（32）3113

確定申告はお済みですか？

所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。皆さま、申告はお済みでしょうか。

確定申告が必要な方が期限までに申告をしないと、延滞税や加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告をしましょう。町では2月17日から申告相談を受け付けています。

持ち物等詳細については、広報やまゆり2月号（1月27日発行）をご確認ください。

申告相談期間

3月17日（月）まで

※土・日・祝日を除く

申告相談時間

午前の部 午前9時～11時

（受付時間 午前8時30分～11時）

午後の部 午後1時～4時

（受付時間 午前11時～午後4時）

※毎週木曜日は午後7時まで

受付・待合室

役場2階 会議室2

（待合室入口に受付簿を設置しますので、必要事項を記入いただき、番号札をお取りの上、お待ちください。）

注意事項

・混雑状況等によっては、長時間お待ちいただく可能性があります。

・時間に余裕をお持ちの上、お越しください。

・本会場で受け付けできるのは、簡易な内容の申告に限ります。

問い合わせ先

税務課住民税係（32）3126

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）のご案内

グリーン化特例（軽課）は、排出ガス性能および燃費性能に優れた軽自動車に対して、性能に応じて、軽自動車を購入した翌年度の軽自動車税（種別割）が軽減される制度です。令和5年度税制改正により、適用期間が3年間延長となりました。

令和5年4月1日から令和8年12月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた車両

〈軽三輪以上の乗用〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四乗用車 自家用	10,800円	対象外	対象外	2,700円
軽四乗用車 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

〈軽三輪以上の貨物〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四貨物 自家用	5,000円	対象外	対象外	2,700円
軽四貨物 営業用	3,800円	対象外	対象外	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

必要な手続き

該当する車両をお持ちの場合、自動的に軽減が適用されますので、手続きの必要はありません。

問い合わせ先 税務課住民税係（32）3126